

## 件 名

県議会令和5年2月定例会概要について

## 提出理由

県議会令和5年2月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。

## 概 要

## 1 会期

2月20日

開会

2月24日

文教委員会（急施議案）

2月24日～2月27日

代表質問

2月28日～3月1日

一般質問

3月3日

文教委員会

3月6日

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

3月9日

予算特別委員会 部局別質疑

3月13日	予算特別委員会	総括質疑
3月15日	予算特別委員会	討論、採決
3月17日	文教委員会	(人事議案)、委員長報告、 委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会

## 2 本会議の質問

質問者数	10人中	7人	(70.0%)
質問本数	125本中	23本	(18.4%)

## 3 文教委員会

### (1) 付託議案

第34号議案	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	可決
第35号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	可決
第50号議案	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第8号)	可決
第54号議案	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第10号)	可決
第63号議案	令和4年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	可決
第70号議案	埼玉県教育委員会教育長の任命について	同意

(2) 請願

請願 第 4 号 学校給食及び昼食における「心身の健康の増進と豊かな人間形成」の実現を求める請願

採択

請願 第 5 号 マスク着用の有無による差別・偏見防止の啓発及び換気システム導入等に関する請願

採択

(3) 当面する行政課題報告

不登校児童生徒の多様な教育機会の充実に向けた取組について

4 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

審査事項 文化の振興について

5 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

審査事項 現下の新型コロナウイルス感染症対策について

6 予算特別委員会

付託議案

第 1 号議案 令和 5 年度埼玉県一般会計予算

可決

第 1 5 号議案 令和 5 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

可決

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
2 月 24 日	小島 信昭 (自民)	教育なし	-
	岡 重夫 (県民)	<a href="#">5 埼玉県教育委員会の組織について</a>	総務課 小中学校人事課
		<a href="#">6 自殺防止対策について</a>	生徒指導課
2 月 27 日	西山 淳次 (公明)	10 教育は県政の最重要課題 <a href="#">(1) 教員の働き方改革と人材確保</a>	小中学校人事課 県立学校人事課 教職員採用課
		<a href="#">(2) IT化に並行して読書活動と自然体験を</a>	義務教育指導課
		<a href="#">(3) コミュニティ・スクールの質の充実を</a>	小中学校人事課 生涯学習推進課
	田並 尚明 (民主フォーラム)	<a href="#">8 教員の働き方改革について</a>	県立学校人事課 小中学校人事課
		<a href="#">9 部活動の地域移行について</a>	保健体育課

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
2 月 28 日	石川 誠司 (自民)	<a href="#">3 特色ある県立高校づくりの方向性について</a>	魅力ある高校づくり課 高校教育指導課
		<a href="#">4 ヤングケアラー支援について</a>	人権教育課 生徒指導課
	石渡 豊 (公明)	教育なし	-
	辻 浩司 (民主フォーラム)	3 障害のある児童生徒も共に学ぶインクルーシブ教育について <a href="#">(1) 国連障害者権利委員会の勧告をどう受け止めたか</a>	特別支援教育課
		<a href="#">(2) 勧告後の国からの通知などについて</a>	特別支援教育課
		<a href="#">(3) 勧告後の市町村に対する取組について</a>	特別支援教育課
		<a href="#">(4) 市町村による事実上の「入学拒否」に対する、県の立場と役割について</a>	特別支援教育課
		5 外国にルーツを持つ生徒の教育について <a href="#">(1) 「適格者主義」からの脱却について</a>	高校教育指導課
		<a href="#">(2) 県立高校入試における外国人枠の創設について</a>	高校教育指導課
		<a href="#">(3) 一般入試においても、日本語指導が必要な 生徒はルビを振るべきではないか</a>	高校教育指導課
		<a href="#">(4) 外国人生徒の国籍の把握について</a>	高校教育指導課
6 香害対策について <a href="#">(2) 教育現場での啓発について</a>	保健体育課		

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
3 月 1 日	内沼 博史 (自民)	教育なし	-
	吉良 英敏 (自民)	<a href="#">3 美術やデザインを学べる県立高等学校の充実について</a>	高校教育指導課
		<a href="#">4 学校サロンの設置について</a>	生徒指導課 高校教育指導課 生涯学習推進課
	新井 豪 (自民)	5 インクルーシブ教育と特別支援教育の在り方について <a href="#">(1) インクルーシブ教育に対する県の対応について</a>	特別支援教育課
		<a href="#">(2) 「特別支援教育を廃止せよ」という国連の勧告について</a>	特別支援教育課
		<a href="#">(3) 特別支援教育の今後について</a>	特別支援教育課

# 代表質問（教員の働き方改革）

## 質問

- Q 1 今までの代表質問で、教員の働き方改革について、超過勤務月45時間以内、年360時間以内を達成するためには、教員業務支援員の拡大をはじめ、朝練の原則禁止など部活動指導の負担軽減、学校行事の大幅な見直しをすべきと提案したが、この1年間、どのように取り組み、成果はどうであったのか。
- Q 2 今後の目標達成の見通しはどうか。

## 答弁

- A 1 県では、令和4年4月に「学校における働き方改革基本方針」を改定し、目標の達成に向け、教員業務支援員の拡充、小・中学校における部活動の朝練習原則中止や学校行事等の見直しの要請、さらには、教員の超過勤務が多い市町村や学校に対する県教育局の職員の直接訪問など、実効性があると考えられる様々な取組を推進してきた。
- これらにより、令和4年11月時点で超過勤務が月45時間を超えている教員の割合は、小学校では36.1%と昨年度より12ポイント、中学校では50.8%と昨年度より8ポイント、高校では29.4%と昨年度より6ポイント、特別支援学校では11.5%と、昨年度より4ポイント改善が図られている。
- A 2 教員の超過勤務の状況については、全校種で徐々に改善しているものの、目標を達成するためには、今後も更なる取組の加速が必要と考えている。
- そのため、来年度は、小学校における教員の授業の持ち時間数の縮減に向け、理科や算数などの教科を担当する専科教員の拡充や、新たに専科非常勤講師を配置する準備を進めている。
- また、小・中学校における教員業務支援員の更なる拡充や、コミュニティ・スクールを活用した保護者、地域住民の教育活動への参画を促進するなど、教員の負担軽減につながる取組を積極的に推進していく。
- さらには、実際に超過勤務の縮減に効果のあった取組をまとめた「業務改善スタンダード」について、その活用事例を広く周知し、その積極的な活用をより一層促すなど、目標達成に向けて取り組んでいく。

# 一般質問（インクルーシブ教育と特別支援教育）

## 質問

- Q 1 県はインクルーシブ教育についてどう向き合い、どういった取組を行っているのか。
- Q 2 特別支援学校、特別支援学級は今後どうあるべきと考えているのか。

## 答弁

- A 1 障害のある子供とない子供が共に学ぶインクルーシブ教育の推進は、共生社会の実現に向けて目指すべき大変重要な理念と考える。
- 県では通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のあるインクルーシブ教育システムの充実を図る中で、独自の取組として、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の小中学校にも籍を置く「支援籍学習」を推進している。また、特別支援学校の過密状況の解消に向けた整備の一環として、高校内に特別支援学校の分校を設置し、高校と特別支援学校の生徒が交流する取組も進めている。
- 県としては、今後とも、こうした取組を更に推進するとともに、教育委員会のHPにインクルーシブ教育に関する特設サイトを設けるなど、積極的な情報発信にも努めていく。
- A 2 県では、これまで特別支援学校において、在籍する児童生徒の自立と社会参加に向け、専門的な指導体制を整備し、ニーズに合わせた教育の充実に努めてきた。市町村立小中学校においても、通常の学級の一員として共に活動することができる環境を整えつつ、特性や障害に応じた指導の充実を図る特別支援学級の整備が進められてきた。こうした取組は、児童生徒一人一人の障害の状況に応じて多様な学びの場を用意し、ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行うことが可能となる方策の一つであると考えます。
- 障害の有無にかかわらず、全ての子供たちが同じ教室で学ぶことを理想とする理念を大切にしながら、障害の重い子供たちも含めて、児童生徒一人一人のニーズに合った適切な教育が受けられる環境を如何につくっていくかが最も重要なことであり、そうした中で特別支援学校や特別支援学級のあるべき姿を模索していくべきなのではないかと考える。

## 質問

- Q1 今年度、GIGAスクール運営支援センター等が対応した相談件数はどのくらいか。また、具体的にどのような事例があったのか。
- Q2 GIGAスクール運営支援センターが1名、ICT支援員が2名に対して、相談件数が800件以上と多いが、現状の人数で対応可能なのか。
- Q3 校舎や体育館の老朽化対策工事等について、今回の補正予算で対応しない特別支援学校15校については、今後どのように実施していくのか。

## 答弁

- A1 GIGAスクール運営支援センター及びICT支援員が学校からの相談等へ対応した件数は、令和5年1月末時点で、延べ823件である。具体的な事例として、端末の設定やネットワーク接続に関する相談、アプリケーションの使用方法に関する相談等があった。
- A2 ICT教育推進課職員がセンター職員及びICT支援員と連携して対応しており、来年度も同じ体制で対応が可能と考えている。
- A3 他の工事との調整や設計の見直しが必要で工事を実施できない特別支援学校については、調整が整い次第、計画的に進めていく。

## 質問

- Q1 県立特別支援学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援を推進するため、県教育委員会事務局職員の定数を増やすとのことだが、どのような事務が増加するのか。
- Q2 医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進について、担当する職員を1名置くとしているが、1名でこの事業を新年度から開始することができるのか。

## 答弁

- A1 スクールバスを利用することができない医療的ケア児が福祉タクシーを利用する場合の支援のため、福祉タクシー等の通学手段、タクシーに同乗する看護師等の継続的な支援体制の整備に向けて検討を進めていく。  
例えば、福祉タクシー事業者や看護師等を委員とする連絡協議会を設置する等の検討を進める予定であり、これらの事務が増加すると考えている。
- A2 この事業は、特別支援教育課の特別支援学校教育指導担当が担当することになるが、現在、実施している医療的ケアに係る事業についても担当しており、担当職員は特別支援学校の教員経験者で経験と知識が豊富な職員を配置している。組織も職員も、医療的ケアやそれに関わる様々な課題についての理解・経験は十分にあるため、事業実施は可能だと考えている。  
新しい事業を進めるにあたり、発生する多くの課題や事務については、上席の職員も含めて、しっかり対応していきたいと考える。

### 質問

- Q1 特別支援学校について、児童生徒数が増えており、学級数の増に伴い199人増ということであるが、現場からは、増加している児童生徒への対応や新型コロナウイルスへの対応もあり、養護教諭の業務が大変になっていると聞いている。配置基準では、児童生徒数が61人以上の学校には養護教諭が2人配置とのことだが、児童生徒が80人のところもあれば、300人の学校もある。児童生徒数の多い特別支援学校へ養護教諭を更に配置する必要があると考えるが、どのように考えているのか伺う。
- Q2 未配置・未補充の状態をなくすことが喫緊の課題だと思うが、現状はどうなっているのか。また、令和5年度当初は全学校に配置できるようになっているのか伺う。

### 答弁

- A1 特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にあること、また新型コロナウイルスの対応もあり、養護教諭の業務が増加していることは認識している。そのため、国に対し、特別支援学校の養護教諭の定数改善について要望している。今後も、各特別支援学校の状況を把握しながら、国に対する要望を引き続き行っていく。
- A2 現在の状況は令和5年1月1日時点で、小学校の未配置が0人、未補充が131人。中学校の未配置が2人、未補充が41人。高等学校の未配置が3人、未補充が5人。特別支援学校が未配置10人、未補充が26人となっている。
- 令和5年度当初の配置については、産育休前による教員の代替教員が定数として配置されることから、未補充の解消につながると考える。現在、配置作業を行っているが、未配置・未補充が生じないように努めていく。

### 質問

- Q1 エネルギー価格の高騰を受けて、各施設における光熱費などの増加に対応するための増額という説明だが、収入確保に向けた取組や、節減の工夫について伺う。
- Q2 一般会計補正予算の減額要因で最も大きいのは給与費の減額である。予算を組む際、教職員の給与費が年度途中で不足する事態を避けるようにすることは理解できるが、適正な余裕の幅をどう見込んでいるのか。

### 答弁

- A1 げんきプラザについては、空調の適切な温度設定や使用していない部屋の消灯の徹底を行う、利用者に節電の呼びかけを行うなど、光熱費等の節減を図った。また、収入の確保については、各げんきプラザのホームページやSNSに活動の様子が分かる写真を掲載するなど、げんきプラザの魅力発信を積極的に行い、利用者確保に向けた取組を行った。
- 川の博物館、さいたま文学館においても、空調の適切な温度設定や使用していない部屋の消灯、来館者への節電の呼びかけなど、経費の削減に努めるとともに、年度当初には予定をしていなかったイベントや体験教室を新たに開催するなど、利用者増に向けた取組を行った。
- A2 給与費については、2月定例会で当初予算を提案するため、前年の12月時点で見込んだ教職員数等を基に積算している。しかし、実際に4月になると、例えば私立学校に進学する児童・生徒が見込みより多くなる、あるいは特別支援学校や特別支援学級に進学すると見込んでいた児童・生徒が通常学級へ進学するといったことにより教員の数が少なくて済むなど、どうしても教職員数の見込み数に差が生じる。

## 質問

- Q 1 1億1,326万円の減額であるが、当初の見込み人数が減ったのかなど、原因について伺う。
- Q 2 貸与者数を当初5,700人と見込んでいたのが2,800人だったというのはかなり差がある印象を受けるが、このような差が生じたことについてどのように分析しているのか。
- Q 3 当初の見込みの半分程度とかなり少なかったということは、見込みとしてはあまりよろしくなかったのではないかと思う。返済をしなければいけないということへの躊躇などがあつたのではないかと思うが、その点についてはどう考えているのか。

## 答弁

- A 1 当初見込んでいた貸与枠5,700人が、3月末の見込みで約2,800人に減つたという理由もある。  
減額の理由として大きいのは、貸与者に無利子で貸すために金融機関に支払う事務手数料として利子相当分を県が負担しており、金利の値上りを余裕分として見込んでいたが、金利の見直しが無かつたことにより、3,500万円程度の減額となっている。また、損失補償についても県が負担しており、これも見込みより少なかつたことにより4,300万円程度の減額、その他の理由も含めて1億1千万円程度の減額となっている。
- A 2 ここ数年、貸与者数はだんだんと減少しており、その大きな理由としては、高校生自体の数が少なくなつてきていることがあると思われる。また、貸与者の割合は私立の学生が6割と多く、私立の父母負担軽減の制度がだんだん充実してきていることも原因の一つではないかと分析している。
- A 3 返済が困難な方の場合、例えば在学中や就職活動中、療養中など、理由があれば返済を猶予しており、返済が心配で借りることを躊躇している学生は少ないのではないかと考える。ただ、5,700人という貸与枠はここ数年、変えておらず、実績を見ると今の貸与枠を維持する必要があるのかどうかといったことは、今一度検討する必要があると考える。

## 採択

- コロナ禍の約3年間、学校等では、給食中の会話を控える、いわゆる黙食の対応がとられてきたが、昨年11月29日には、文部科学省が「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能」との通知を出したところである。

学校給食法及び食育基本法は、子供たちの心身の健全な成長を図るために食育を推進することを目的としており、国及び地方公共団体の任務、責務を定めている。

学校給食を通じた食育は、児童生徒にとって、栄養の摂取だけではなく、周囲と会話しながら食事をする事により、社会性や協調性が養われるなど、心身の健全な成長につながるものであると考える。

そのため、県内の学校等において、感染状況を踏まえつつ、学校給食を通じた食育が推進されるよう、市町村教育委員会等へより一層の周知を図るべきである。

→ 賛成総員のため、本請願は採択

## 採択

- 「換気システムの導入及び換気方法の段階的な見直し」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、効果的な換気の徹底が重要であることから、学校等において、サーキュレータやH E P Aフィルタ付空気清浄機等の換気対策機器の整備を引き続き進めていく必要があると考える。

次に、「『本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう』という一文をガイドラインに明記し、周知することについて」である。

国は、3月13日以降、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとしており、学校や教職員は、児童生徒本人の意に反して、マスクの着脱を無理強いすることがないようにしなければならない。

また、基礎疾患等の事情により着用を希望する児童生徒や、障害特性等により着用が困難な児童生徒など、様々な児童生徒等がいることを踏まえ、心情等に適切に配慮する必要がある。さらに、マスクの着脱を原因とした人権侵害や差別、いじめが生じることのないよう、適切に対応することも重要である。

これらの点について、学校現場等において周知徹底されるよう、県は、市町村教育委員会や学校、保護者等に対してより一層の周知を図る必要がある。

→ 賛成総員のため、本請願は採択

## 質問

- Q 1 「いっぽ」の令和4年度の実績の中で、不登校経験のある戸田翔陽高校卒業生との交流会に参加した生徒の感想に「話を聞いて安心した」など前向きな発言があったとのことだが、この取組に限らず、「いっぽ」に通うことで具体的に生徒にどのような変化があったか。
- Q 2 「多部制定時制高校と連携した取組拡大」とあるが、「いっぽ」の成果をその他の地域にも広めるということで、他の多部制定時制高校に「いっぽ」同様の教室を設置するということか。

## 答弁

- A 1 生徒の変化については個々の生徒によって様々だが、例えば「火曜日と木曜日の午前中に利用していた生徒が、毎日午前中に利用するようになった」、「これまで在籍校に行くことができていなかった生徒が、在籍校の相談室に行くようになった」といった報告を受けており、生徒が少しずつ心のエネルギーを取り戻し、自分の世界を広げている様子が見られている。また、自分が考えた利用計画を基に、「いっぽ」を利用することで、主体的に学習に取り組むことができるようになってきており、特に中学校3年生は高校進学に向けて、これまで以上に集中して勉強に取り組む姿が見られている。
- A 2 例えば、狭山緑陽高校では市が設置している教育支援センターと連携し、学校見学ツアーや在校生との交流といった事業を行うものである。高校としては地元との連携が強まり、教育支援センターとしては外部の支援先が広がることで機能を広げることができると考えている。「いっぽ」のように、生徒が高校内に設置された教室に来て学ぶという形ではないが、「いっぽ」の成果である高校生との交流といった仕組みを広げていきたいと考えている。

## 所信表明に係る質疑応答の概要

### 質問

- Q 1 不登校といじめの件数の増加について、どう考えるか。また、いじめの件数は、一昨年までの6年間に全国では2倍、本県では3倍に増加している現状があるが、今後どのように取り組むのか。
- Q 2 ヤングケアラーの問題が様々な地域で話題になっている。ヤングケアラー支援条例を全国初で制定した埼玉県の教育長として、どう考えるか。
- Q 3 グローバル人材の育成について、日本の歴史や伝統、文化を児童生徒に教えていくことも重要だと考えるが、どうか。

### 答弁

- A 1 不登校件数については、特に、コロナ禍で件数が増加していることは大きな課題と捉えている。まず、学校が子供たちにとって安心して自己肯定感の得られる場所となるよう、学校現場では、教員やスクールカウンセラーなど、皆で関わりながらサポートしている。外部機関等とも連携し支援を行っていくことが必要と考える。認知件数の増加については、学校が見届けた結果、増加した可能性もあると考えるが、いじめは卑劣な行為であり、絶対にあってはならない。教員などの個人に委ねることなく、学校組織や教育委員会が支援するとともに、教職員に対していじめ関連法規を理解させ、少しのいじめも見逃さないよう取り組んでいく。
- A 2 生徒たちが抱えている状況は様々であることから、生徒のニーズにしっかり寄り添い、場合によっては、連携機関とも相談しながら対応していくことが必要と考える。
- A 3 国際社会で生きる中で、我が国を愛する気持ち、他国を尊重する気持ちは重要なことだと思っている。社会科の授業や、総合的な探求の時間など、あらゆる教科の中で取り組んでいく必要があると考えている。

## 文化の振興（教育委員会に関する質疑応答の概要）

### 質問

- Q 1 一般質問で新井豪議員が特別支援学校の議論をしていたが、障害者アートの育成、例えば美大生にどうやって手伝いをしてもらうか、美術館の方にどうやって手伝ってもらうかなど、今後障害者アートの育成を増やしていく計画なのか。
- Q 2 障害者アートの育成に係る美術館の取組について、今後どうなっていくのかももう少し具体的に教えていただきたい。

### 答弁

- A 1 県教育委員会としては、障害者の方が制作されたアート作品について、例えば、近代美術館のミュージアムショップ等での取り扱いなどについて、近代美術館とも相談しながら対応できる部分があるか検討してまいりたい。
- A 2 近代美術館にはミュージアムショップがある。現在、子供用の木の玩具などのグッズを販売する取り組みをしているが、アート作品は扱っていない。今後、障害者の方が制作されたアート作品をミュージアムショップの場を使って販売を希望するような話があれば、近代美術館と相談の上、ミュージアムショップの運営側の方に働きかけてまいりたい。

# 意見・提言（教育委員会に関する部分抜粋）

## 1 教育改革について

- デジタル教科書導入のデメリットを解消していくこと。
- ICTが不得手な教員に対するきめ細やかな研修の充実を図ること。
- 障害者の就労希望や離職に対する支援の充実を図ること。
- 特別支援学校の就労支援について、個々の特性を生かして、幅広い就労の機会を生み出せるよう、更に研究、検討、試行を進めていくこと。
- 埼玉県学力・学習状況調査について、CBT化のメリットを最大限活用するとともに、書く力の活用も考慮すること。
- 子供たちがICTを毎日使うことと学力に関するエビデンスについて、早期に専門家と連携し、市町村や県立学校で生かすこと。
- 発達障害の可能性のある児童生徒について、教育・医療・福祉等と連携する取組を進めること。

## 2 グローバル人材の育成について

- グローバル人材の育成及び活躍支援における高校生の留学については、教育局と連携し、その留学の効果が最大限生きるようなカリキュラムや環境づくりができるよう工夫して取り組むこと。

## 3 スポーツの振興について

教育に関する意見・提言なし

## 4 文化の振興について

教育に関する意見・提言なし

# 現下の新型コロナウイルス感染症対策について（教育委員会に関する質疑応答の概要）

## 質問

- Q 1 コロナ対策で今、県は国の予算で送迎バスを増便している状況であるが、今後この増便に関しては縮小されていくものと推測する。送迎バスの効率的な運営を見ながらも、児童生徒の安全確保、また、保護者の対応する負荷などを十分に相談し、進めていくべきだと考えるが、特に特別支援学校の児童生徒の送迎について、今後どのように行っていくか考えを伺う。
- Q 2 文部科学省の黙食緩和方針に基づき、県からも通知を発出して黙食緩和に向けて取り組んでいるが、更に詳細な通知を発出する予定はあるのか。また、黙食への対応は、学校ごとにより温度差があると聞くが、今後どのように対応していくのか。

## 答弁

- A 1 現在、車内の過密状況を緩和し、登下校時の感染リスクを低減させるために、一定以上の乗車率になった場合にスクールバスを増便している。令和5年度も国の財源を活用し、引き続き実施していく。また、毎年度スクールバスを利用する児童生徒の居住地や乗車率などを踏まえ、運行ルートや停留所の見直しを行っている。減便や停留所の見直しについては、児童生徒の安全に十分配慮した上で、保護者の理解を得ながら、慎重に判断していくとともに、感染対策のための増便について、引き続き、感染状況あるいは国の動向を注視して対応していきたいと考えている。
- A 2 本年4月以降のマスク着用を求めない方針を踏まえ、文部科学省により衛生管理マニュアル等の改定が行われる見込みである。コロナ禍以前の状態を目指すことを基本とし、国の対応等を踏まえながら、児童生徒や保護者へ周知していく。また、黙食については、市町村教育委員会が各学校の状況を把握する動きもあるため、県として、市町村と連携していく。

## 予算特別委員会 部局別質疑質問一覧

質問議員	質問事項	答弁担当課
吉良 英敏 (自民)	主要施策（総括）	教育政策課
	主要施策 7 頁（学際的な学び推進事業）	高校教育指導課
	主要施策 9 頁（学力向上の推進）	義務教育指導課
	主要施策 1 1 頁（いじめ・不登校等への対策）	生徒指導課
木下 博信 (自民)	主要施策 2 1、2 2 頁（学校における働き方改革の推進）	小中学校人事課
	主要施策 1 1 頁（いじめ・不登校等への対策）	生徒指導課
藤井 健志 (自民)	歳出予算の事業概要 2 2 頁（県立学校大規模改修費）	財務課
松澤 正 (自民)	主要施策 2 4 頁（特別支援学校における就労支援）	特別支援教育課
岡田 しずか (自民)	主要施策 2 8 頁（教職員の定数）	小中学校人事課 県立学校人事課
	主要施策 2 0 頁（優秀な教員の確保）	教職員採用課
	主要施策 1 0 頁（学習環境のデジタル化）	I C T 教育推進課
松坂 喜浩 (県民)	主要施策 1 1 頁（いじめ・不登校等への対策）	生徒指導課
	主要施策 1 6 頁（医療的ケアの体制整備）	特別支援教育課

質問議員	質問事項	答弁担当課
岡村 ゆり子 (県民)	主要施策 7 頁 (学際的な学び推進事業)	義務教育指導課
	主要施策 1 2 頁 (LGBTQの支援)	人権教育課
	主要施策 1 3 頁 (部活動の充実・支援)	保健体育課
深谷 顕史 (公明)	歳出予算の事業概要 2 2 頁 (県立学校体育館整備費)	財務課
	主要施策 1 6 頁 (医療的ケアの体制整備)	特別支援教育課
	主要施策 9 頁 (学力向上の推進)	高校教育指導課
	主要施策 1 3 頁 (部活動の充実・支援)	保健体育課
山本 正乃 (民主フォーラム)	主要施策 1 3 頁 (部活動の充実・支援)	保健体育課
柳下 礼子 (共産)	主要施策 2 3 頁 (魅力ある県立高校づくりの推進)	魅力ある高校づくり課
	主要施策 1 6 頁 (医療的ケアの体制整備)	特別支援教育課

### 予算特別委員会 総括質疑質問一覧

質問議員	質問事項	答弁者 答弁担当課
小久保 憲一 (自民)	1 「性の多様性を尊重した社会づくりの推進」について (2) 制服選択制について	教育長 人権教育課
橋詰 昌児 (公明)	2 埼玉版 SDGs の推進について (2) SDGs の実現に向けた教育推進事業について	教育長 義務教育指導課

## 部局別質疑（いじめ・不登校等への対策）

### 質問

- Q 1 県内の不登校児童生徒数は10,000人を超えているが、そのうち約4割の児童生徒は担任教諭以外の相談や指導等を受けていない。県立戸田翔陽高校内に令和4年5月に開設した、不登校生徒の支援教室「いっぽ」の目的や今後の取組を含め、不登校対策をどのように考えているのか。
- Q 2 「不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に関する研究」について、何年も研究して全県的な展開につながらないのでは意味がない。令和5年の中盤まででしっかり研究し、令和6年にはさらに幅広く試行し、迅速に県内複数箇所を設置できることを目指して、令和5年は取り組んでいくのか。

### 答弁

- A 1 埼玉県の小・中・高校で1万人を超える不登校児童生徒がいるということは、大きな課題であると受け止めている。小・中学校については市町村教育委員会が一次的に責任をもっているが、県の支援として、戸田翔陽高校に教室を開設した。同校には、小・中学校時代に不登校の経験をした生徒が多く在籍しているため、「いっぽ」に通う市内の中学生が、「自分も高校生になって頑張ろう」と自信を持つことにつながると考えている。また、同校の生徒が、自分たちも不登校でつらい思いをしてきたことから協力してくれており、『いっぽ』を設置した意義は大きい。子供たちが自ら考え、将来を切り拓いていく力をどのように身に付けさせるかということが、不登校対策において重要であり、引き続き、しっかり取り組んでいく。
- A 2 モデル事業の完了を待つのではなく、できることから積極的に対応していきたいと考えている。例えば、これまでの研究成果を踏まえ、来年度は「いっぽ」のある戸田翔陽高校以外の多部制定時制高校3校においても、地元の教育支援センターと連携した取組を実施していく予定である。具体的には、「いっぽ」で効果のあった県立学校と連携した取組を他の市町村にも広げていくために、市町村の教育支援センターに通う生徒が高校に来て、学校の見学や在校生等との交流を行うといったことを考えている。「いっぽ」のような教室を高校内に設けるわけではないが、市町村の教育支援センターと連携して実施することにより、教育支援センターの機能強化にもつながると考え実施するものである。「いっぽ」の県内複数箇所での設置については、このような形での市町村支援の効果を見極めた上で検討を進めていく。

## 部局別質疑（医療的ケアの体制整備）

### 質問

- Q 1 医療的ケアを必要とする児童生徒が年々増加傾向にあるかと思うが、県立特別支援学校に、医療的ケア児は何人いるのか。また、スクールバスを利用できない医療的ケア児がどの程度いるのか、現状について伺う。
- Q 2 今回の事業では、福祉タクシーを利用する際に、同乗する看護師の費用の支援を行うという内容になっているかと思う。これは大きな1歩前進かと思うが、看護師をどのように手配するのか具体的な仕組みについて伺う。
- Q 3 看護師の配置に関連して、連絡協議会を設置されていくことで、様々な課題の解決等検討するという内容になっているが、詳細について伺う。

### 答弁

- A 1 県立特別支援学校に通学している医療的ケア児は、令和4年度216名であり、そのうち、スクールバスを利用できない医療的ケア児は169名である。
- A 2 県において、医療的ケア児の通学支援に協力いただける訪問看護の事業所などの名簿を作成し、学校や保護者に情報提供するような仕組みを考えている。その名簿の中から、保護者が、例えば自宅から近い所にある事業所に連絡を入れて、看護師を手配するといったことを考えている。
- A 3 これまで学校は福祉タクシーの事業者や訪問看護の事業所とあまり縁がなく、保護者もどうやって探せばいいのかということがなかなかわからなかった。そこで県において、県と福祉タクシー事業者や訪問看護師派遣業界の団体の方、あるいは保護者の方なども含めた協議会を作り、様々な課題について協議会の中で整理し、円滑な通学支援につなげるよう、取組を進めていきたいと考えている。

# 総括質疑（「性の多様性を尊重した社会づくりの推進」について）

## 質問

- Q 1 男子生徒のスカートの選択可能校数は4校である。他は学校側と協議の上、可能ということであるが、生徒にとって学校側と協議をすることはハードルが高いように感じるが教育長の見解を伺う。
- Q 2 協議すれば可能という男子生徒の制服の在り方について、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の基本理念に反するものだと思っているが、教育長の見解を求める。

## 答弁

- A 1 一般の大人に関しては、女性の服装はパンツスーツも一般的に普及している状況であるが、男性の服装はスカートが必ずしも一般的に普及している状況ではないと認識している。そうした中、男子用制服についてスカートを含めて選択制としたとしても、スカートをはくことで周囲から理解されずに、却って本人のさらなる悩みの一つにならないよう配慮していくことが必要となる場合もあるものと考えられる。
- そのため、まずは、授業等を通じて学校内で生徒の性の多様性に対する理解を深めていく取組みを進めつつ、本人の意向を十分に踏まえながら個々に対応していくことが良いのではないかと考える。
- A 2 選択制にして、男子用のスカートをあらかじめ設定することで、希望する生徒が声を上げやすい、あるいは希望した時にすぐに手に入るというメリットも考えられる。一方で、大人の男性の服装としてスカートが一般的に普及しているとはいえない状況などから、県が通知を出し、各学校が選択制の仕組みを整えたとしても、それだけで生徒が安心してスカートをはける環境になるとは限らないのではないかと認識している。
- こうしたことから、女子の制服と同じように、時期を示して選択制の推進を指示することは、現時点では考えていないが、性の多様性に対する学校全体の理解の増進と、個々の悩みに応じた対応にしっかりと取り組んでまいりたい。